

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年8月25日 07時45分ごろ
発生場所	京浜港横浜区第3区 横浜港北水堤灯台から真方位039°840m付近 (概位 北緯35°27.6′ 東経139°39.5′)
事故の概要	油タンカー第二十八栄造丸は、西南西進中、また、漁船花丸は、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第二十八栄造丸、165トン 134370、栄造海運株式会社 B 漁船 花丸、1.3トン KN3-13470（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷ブルワーク上縁に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、軽油約400klを積載し、瑞穂ふ頭に向けて京浜港横浜区第3区を西南西進中、左舷船首方にA船の左方から右方に向けて横切ろうとするB船を認めて左舵を取ったところ、B船が停止したので、右舵を取ったものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、京浜港横浜区第3区を北進中、A船を認め停止したものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、前路で停止したB船を避けることができず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、B船を避けようとしたA船の前路で停止し、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから十分な情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、A船が西南西進中、B船が北進中、両船が衝突したものと考えられる。